

○船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則  
 （昭和五十三年運輸省令第七十号）（第九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用）            第一条 この省令は、船舶に設置する試験研究用等原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び外国原子力船に設置された試験研究用等原子炉について適用する。</p> <p>（定義）            第二条（略）            2（略）            一・二（略）            三 燃料体 試験研究用等原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。            四（略）            五 保全区域 試験研究用等原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。            六（略）            七 放射線業務従事者 試験研究用等原子炉の運転又は利用、試験研究用等原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に</p>	<p>（適用）            第一条 この省令は、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び外国原子力船に設置された原子炉について適用する。</p> <p>（定義）            第二条（略）            2（略）            一・二（略）            三 燃料体 原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。            四（略）            五 保全区域 原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。            六（略）            七 放射線業務従事者 原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理</p>

従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

(試験研究用等原子炉の設置の許可の申請)

第三条 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載するものとし、連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力を併せて記載すること。

二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 試験研究用等原子炉施設の位置

(イ) 試験研究用等原子炉を設置する船舶の総トン数及び船体の形状並びに附帯陸上施設の敷地の所在地、面積及び形状

(ロ) 試験研究用等原子炉を設置する船舶及び附帯陸上施設の敷地内における主要な試験研究用等原子炉施設の位置

ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造

(イ) 船内の試験研究用等原子炉施設の耐衝突構造及び附帯陸上施設の耐震構造

区域に立ち入るものをいう。

(原子炉の設置の許可の申請)

第三条 法第二十三条第二項の原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第二十三条第二項第三号の原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載するものとし、連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力を併せて記載すること。

二 法第二十三条第二項第五号の原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 原子炉施設の位置

(イ) 原子炉を設置する船舶の総トン数及び船体の形状並びに附帯陸上施設の敷地の所在地、面積及び形状

(ロ) 原子炉を設置する船舶及び附帯陸上施設の敷地内における主要な原子炉施設の位置

ロ 原子炉施設の一般構造

(イ) 船内の原子炉施設の耐衝突構造及び附帯陸上施設の耐震構造

- (ロ) (略)
- ハヽリ (略)
- 又 その他の試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備
- (イ)ヽ(ハ) (略)
- 三 (略)
- 四 法第二十三条第二項第七号の試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定そう入量及び燃焼量を記載すること。
- 五 (略)
- 2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十一条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 試験研究用等原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 試験研究用等原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
- 四 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六・七 (略)

- (ロ) (略)
- ハヽリ (略)
- 又 その他の原子炉の附属施設の構造及び設備
- (イ)ヽ(ハ) (略)
- 三 (略)
- 四 法第二十三条第二項第七号の原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定そう入量及び燃焼量を記載すること。
- 五 (略)
- 2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十一条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
- 四 原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六・七 (略)

八 試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 (略)

十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 (略)

(外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請)

第四条 法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに使用済燃料の処分の方法については、前条第一項第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

2・3 (略)

(変更の許可の申請)

第五条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出

八 原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 (略)

十 原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 (略)

(外国原子力船に設置した原子炉に係る許可の申請)

第四条 法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の原子炉の熱出力、原子炉施設の位置、構造及び設備並びに使用済燃料の処分の方法については、前条第一項第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

2・3 (略)

(変更の許可の申請)

第五条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の原子炉の熱出力の変更に係

力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二 (略)

2 法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六・七 (略)

八 変更後における試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 (略)

十 変更後における試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災等があつた場合に発

る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二 (略)

2 法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 変更後における原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六・七 (略)

八 変更後における原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 (略)

十 変更後における原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災等があつた場合に発生すると想定

生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3  
(略)

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第七条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 附帯陸上施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地

三 次の区分による附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法（附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

イ〜ハ (略)

ニ その他試験研究用等原子炉の附属施設

四 (略)

2  
3  
4 (略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第八条の二 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配

される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3  
(略)

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第七条 法第二十七条第一項の規定により、原子炉施設のうち附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 附帯陸上施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地

三 次の区分による附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法（附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

イ〜ハ (略)

ニ その他原子炉の附属施設

四 (略)

2  
3  
4 (略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第八条の二 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配

置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第九条 法第二十八条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の工事及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 五 (略)
- 二 三 (略)

(施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉施設)

第十三条 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の附属施設は、第三条第一項第二号又(ニ)の非常用電源設備とする。

(廃止措置に係る施設定期検査を要する場合)

第十三条の二 法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第四十三条の三の第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設(以下「廃止措置

置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他原子炉施設のうち附帯陸上施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第九条 法第二十八条第一項の規定により、原子炉施設のうち附帯陸上施設の工事及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 五 (略)
- 二 三 (略)

(施設定期検査を受ける原子炉施設)

第十三条 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める原子炉の附属施設は、第三条第一項第二号又(ニ)の非常用電源設備とする。

(廃止措置に係る施設定期検査を要する場合)

第十三条の二 法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第四十三条の三の第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる原子炉施設(以下「廃止措置対象施設」と

対象施設」という。)のうち附帯陸上施設に核燃料物質が存在する場合とする。

2 (略)

(運転計画)

第十六条 法第三十条の規定による試験研究用等原子炉の運転計画は、試験研究用等原子炉ごとに、別記様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度(毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに原子力規制委員会に届け出るものとする。

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第二十三条第一項の規定による試験研究用等原子炉の設置の許可又は法第二十六条第一項の規定による試験研究用等原子炉の設置に係る変更の許可を受け、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後速やかに原子力規制委員会に届け出るものとする。

3・4 (略)

(合併の認可の申請)

第十七条 法第三十一条第一項の合併の認可を受けよう

いう。)のうち附帯陸上施設に核燃料物質が存在する場合とする。

2 (略)

(運転計画)

第十六条 法第三十条の規定による原子炉の運転計画は、原子炉ごとに、別記様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度(毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに原子力規制委員会に届け出るものとする。

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第二十三条第一項の規定による原子炉の設置の許可又は法第二十六条第一項の規定による原子炉の設置に係る変更の許可を受け、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後速やかに原子力規制委員会に届け出るものとする。

3・4 (略)

(合併の認可の申請)

第十七条 法第三十一条第一項の合併の認可を受けよう



とする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 試験研究用等原子炉の設置に係る船舶の名称、船舶番号及び船籍港

三 六 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 合併の当事者の一方が試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記簿の抄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三・四 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(許可の取消し)

第十八条 法第三十三条第一項に規定する期間は、熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉の場合において法第二十三条第一項の許可を受けた日から二年、熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた日から五年とする。

とする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 原子炉の設置に係る船舶の名称、船舶番号及び船籍港

三 六 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 合併の当事者の一方が原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記簿の抄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三・四 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(許可の取消し)

第十八条 法第三十三条第一項に規定する期間は、熱出力が百キロワット以下の原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた日から二年、熱出力が百キロワットを超える原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)  
 第十九条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の検査記録 イハ (略) 二 運転記録 イニ (略) ホ 試験研究用等原子炉(法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量 ヘ 試験研究用等原子炉(臨界実験装置を除く。)	(略)	(略)

(記録)  
 第十九条 法第三十四条の規定による記録は、原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 原子炉施設の検査記録 イハ (略) 二 運転記録 イニ (略) ホ 原子炉(法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量 ヘ 原子炉(臨界実験装置を除く。)内における燃	(略)	(略)

<p>内における燃料体の配置 ト 試験研究用等原子炉（ 臨界実験装置に限る。） 内における燃料体、減速 材、反射材及び原子核分 裂の連鎖反応の反応度を 変化させる実験のために 挿入する物質の種類、数 量及び配置 チヌヌ（略） 三 燃料体の記録 イ（略） ロ 試験研究用等原子炉へ の燃料体の種類の挿入 量 ハクト（略） 四 放射線管理記録 イハ（略） ニ 放射線業務従事者の四 月一日を始期とする一年 間の線量、女子（妊娠不 能と診断された者及び妊 娠の意思のない旨を試験 研究用等原子炉設置者に 書面で申し出た者を除く</p>	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>燃料体の配置 ト 原子炉（臨界実験装置 に限る。）内における燃 料体、減速材、反射材及 び原子核分裂の連鎖反応 の反応度を変化させる実 験のために挿入する物質 の種類、数量及び配置 チヌヌ（略） 三 燃料体の記録 イ（略） ロ 原子炉への燃料体の種 類別の挿入量 ハクト（略） 四 放射線管理記録 イハ（略） ニ 放射線業務従事者の四 月一日を始期とする一年 間の線量、女子（妊娠不 能と診断された者及び妊 娠の意思のない旨を原子 炉設置者に書面で申し出 た者を除く。）の放射線</p>	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

。の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により試験研究用等原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量

五 ホゝヌ (略)  
保守記録

イ 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(法第四十三條の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては点検の状況を除く。)

毎日一回(法第四十三條の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉であつて、廃止措置対

(略)

(略)

業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量

五 ホゝヌ (略)  
保守記録

イ 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(法第四十三條の二第二項の認可を受けた原子炉にあつては点検の状況を除く。)

毎日一回(法第四十三條の二第二項の認可を受けた原子炉であつて、廃止措置に核燃

(略)

(略)

<p>ロ 試験研究用等原子炉施設 の修理の状況及びその 担当者の氏名</p>	<p>象施設に 核燃料物 質が存在 しない と きは 毎週 一回</p>	(略)
<p>六 試験研究用等原子炉施設 における放射線の利用記録</p>	(略)	(略)
<p>イ (略)</p> <p>ロ 試験研究用等原子炉に 挿入された物質の種類及 び量</p>	(略)	(略)
<p>七 試験研究用等原子炉施設 等の事故記録</p>	(略)	(略)
<p>イ(二) (略)</p> <p>八 気象記録（法第四十三 条の三の二第二項の認可を受 けた試験研究用等原子炉及 びその附属施設内に核燃料 物質が存在しない場合を除 く。）</p>	(略)	(略)
<p>ロ 原子炉施設の修理の状 況及びその担当者の氏名</p>	<p>料物質が 存在しな いと きは 毎週 一回</p>	(略)
<p>六 原子炉施設における放射 線の利用記録</p>	(略)	(略)
<p>イ (略)</p> <p>ロ 原子炉に挿入された物 質の種類及び量</p>	(略)	(略)
<p>七 原子炉施設等の事故記録</p>	(略)	(略)
<p>イ(二) (略)</p> <p>八 気象記録（法第四十三 条の三の二第二項の認可を受 けた原子炉及びその附属施 設内に核燃料物質が存在し ない場合を除く。）</p>	(略)	(略)

九	(略)	(略)	(略)
十	(略)	(略)	(略)

2  
2  
4 (略)

5 第一項の表第四号ニからへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において試験研究用等原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 試験研究用等原子炉設置者は、第一項の表第四号ニの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならぬ。

7 (略)

(管理区域への立入制限等)

第二十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者(以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。)は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 (略)

九	(略)	(略)	(略)
十	(略)	(略)	(略)

2  
2  
4 (略)

5 第一項の表第四号ニからへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 原子炉設置者は、第一項の表第四号ニの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 (略)

(管理区域への立入制限等)

第二十条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者及び外国原子力船運航者(以下「原子炉設置者等」という。)は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 (略)

(線量等に関する措置)

第二十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、試験研究用等原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、試験研究用等原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある試験研究用等原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能とされた者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検)

第二十二條 法第三十五條第一項の規定により、原子炉設置者等は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、試験研究用等原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は毎日一回以上)、従業者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(線量等に関する措置)

第二十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能とされた者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(原子炉施設の巡視及び点検)

第二十二條 法第三十五條第一項の規定により、原子炉設置者等は、毎日一回以上、従業者に原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉にあつては、原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は毎日一回以上)、従業者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査)

第二十三条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、次の各号に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一 計測制御系統施設については、緊急遮断を起こすべき各条件について緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を一年ごとに行うこと。

二 試験研究用等原子炉施設の保安に直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一・二 (略)

(試験研究用等原子炉の運転)

第二十四条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

一 試験研究用等原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わないこと。

(原子炉施設の施設定期自主検査)

第二十三条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、次の各号に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一 計測制御系統施設については、緊急遮断を起こすべき各条件について緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を一年ごとに行うこと。

二 原子炉施設の保安に直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉にあつては、原子炉設置者は、次に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一・二 (略)

(原子炉の運転)

第二十四条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

一 原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わないこと。



三〇六 (略)

七 試験研究用等原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(原子力船の入港の届出)

第二十八条 法第三十六条の二第一項又は第二項の規定により、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとする者は、立ち入らせようとする日の六十日前(法第二十三条第二項第三号、第五号及び第八号に掲げる事項を変更しないで同一の港に二回以上立ち入らせる場合の二回目以後にあつては、二十日前)までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 入港の二十四時間前から出港までの間に使用する試験研究用等原子炉の熱出力

九〇十二 (略)

十三 港内において試験研究用等原子炉施設の工事を行う場合にあつては、その工事の方法

十四 港内において燃料体を試験研究用等原子炉にそう入し、又は使用済燃料を原子炉から取り出す場合にあつては、そのそう入又は取出しの方法

(保安規定)

三〇六 (略)

七 原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(原子力船の入港の届出)

第二十八条 法第三十六条の二第一項又は第二項の規定により、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとする者は、立ち入らせようとする日の六十日前(法第二十三条第二項第三号、第五号及び第八号に掲げる事項を変更しないで同一の港に二回以上立ち入らせる場合の二回目以後にあつては、二十日前)までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 入港の二十四時間前から出港までの間に使用する原子炉の熱出力

九〇十二 (略)

十三 港内において原子炉施設の工事を行う場合にあつては、その工事の方法

十四 港内において燃料体を原子炉にそう入し、又は使用済燃料を原子炉から取り出す場合にあつては、そのそう入又は取出しの方法

(保安規定)

第二十九条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする原子力船ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。

二 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ (略)

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) (略)

(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。

(3) (略)

(5) (略)

ハ その他原試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項

三 試験研究用等原子炉施設の運転に関すること。

四 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

五 試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置替えの手續に関すること。

第二十九条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする原子力船ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。

二 原子炉施設の運転及び管理を行う者その他原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ (略)

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) (略)

(2) 原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。

(3) (略)

(5) (略)

ハ その他原原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項

三 原子炉施設の運転に関すること。

四 原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

五 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置替えの手續に関すること。

六〇九 (略)

十 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事。

十一 試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関する事。

十二〇十五 (略)

十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。次号において同じ。）に関する記録に関する事。

十七 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に關し必要な事項

2 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第三十条 法第三十七条第五項の検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 (略)

(試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請)

第三十一条 令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

六〇九 (略)

十 原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事。

十一 原子炉施設の施設定期自主検査に関する事。

十二〇十五 (略)

十六 原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。次号において同じ。）に関する記録に関する事。

十七 その他原子炉施設に係る保安に關し必要な事項

2 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第三十条 法第三十七条第五項の検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉にあつては、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 (略)

(原子炉の譲受けの許可の申請)

第三十一条 令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十九条第一項第四号の試験研究用等原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載するものとし、連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力を併せて記載すること。

二 令第十九条第一項第六号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載すること。

三 令第十九条第一項第七号の試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

四（略）

2 令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の使用の目的に関する説明書

二 試験研究用等原子炉の熱出力に関する説明書

三 試験研究用等原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類

四 試験研究用等原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類

五 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

六 試験研究用等原子炉施設の運転に関する技術的能

一 令第十九条第一項第四号の原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載するものとし、連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力を併せて記載すること。

二 令第十九条第一項第六号の原子炉施設の位置、構造及び設備については、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載すること。

三 令第十九条第一項第七号の原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

四（略）

2 令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 原子炉の使用の目的に関する説明書

二 原子炉の熱出力に関する説明書

三 原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類

四 原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類

五 原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

六 原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説

力に関する説明書

七 試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 (略)

九 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

十 (略)

(試験研究用等原子炉主任技術者の選任等)

第三十二条 法第四十条第一項の規定による試験研究用等原子炉主任技術者の選任は、試験研究用等原子炉ごとに行うものとする。ただし、同一の船舶における同一型式の試験研究用等原子炉については、兼任することを妨げない。

2 (略)

(廃止措置として行うべき事項)

第三十二条の五 法第四十三条の三の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によつて汚染された物の廃棄とする。

明書

七 原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 (略)

九 原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

十 (略)

3 (略)

(原子炉主任技術者の選任等)

第三十二条 法第四十条第一項の規定による原子炉主任技術者の選任は、原子炉ごとに行うものとする。ただし、同一の船舶における同一型式の原子炉については、兼任することを妨げない。

2 (略)

(廃止措置として行うべき事項)

第三十二条の五 法第四十三条の三の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によつて汚染された物の廃棄とする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 六 (略)

2・3 (略)

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第三十二条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 (略)

(廃止措置計画の認可の基準)

第三十二条の九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核

(廃止措置計画の認可の申請)

第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 六 (略)

2・3 (略)

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第三十二条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 (略)

(廃止措置計画の認可の基準)

第三十二条の九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核

燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第三十二条の十 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 試験研究用等原子炉施設の解体の結果

四〇六 (略)

2 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)

第三十三条 第十三条の二の規定は旧試験研究用等原子炉設置者等について、第三十二条の六から前条までの規定は旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(旧試験研究用等原子炉設置者等が廃止措置計画を申

燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第三十二条の十 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 原子炉施設の解体の結果

四〇六 (略)

2 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)

第三十三条 第十三条の二の規定は旧原子炉設置者等について、第三十二条の六から前条までの規定は旧原子炉設置者等の廃止措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(旧原子炉設置者等が廃止措置計画を申請する期限)

請する期限)

第三十四条 法第四十三条の三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(事故故障等の報告)

第三十五条 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者等(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次条において同じ。)は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならぬ。

一 (略)

二 試験研究用等原子炉の運転中において、試験研究用等原子炉施設の故障により、試験研究用等原子炉の運転が停止したとき又は試験研究用等原子炉の運転を停止することが必要となつたとき。

三 試験研究用等原子炉の運転停止中において、試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があつたとき。

四 九 (略)

十 前各号のほか、試験研究用等原子炉施設に關し人の障害(放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

第三十四条 法第四十三条の三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(事故故障等の報告)

第三十五条 法第六十二条の三の規定により、原子炉設置者等(旧原子炉設置者等を含む。次条において同じ。)は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならぬ。

一 (略)

二 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となつたとき。

三 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があつたとき。

四 九 (略)

十 前各号のほか、原子炉施設に關し人の障害(放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。



(危険時の措置)

第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設に火災が起こり、又は試験研究用等原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。

二 (略)

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、試験研究用等原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 六 (略)

(報告の徴収)

第三十七条 試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、原子力船ごとに別記様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2  
(略)

(危険時の措置)

第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 原子炉施設に火災が起こり、又は原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。

二 (略)

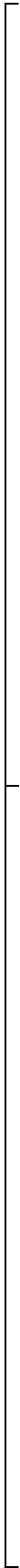
三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 六 (略)

(報告の徴収)

第三十七条 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。)は、原子力船ごとに別記様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2  
(略)



○試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この省令は、次に掲げる原子炉並びにその附属施設について適用する。</p> <p>一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）</p> <p>二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉（次号に規定するものを除く。）をいう。</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この省令は、次に掲げる原子炉並びにその附属施設について適用する。</p> <p>一 試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）</p> <p>二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「原子炉」とは、前条第一号に掲げる原子炉（次号に規定するものを除く。）をいう。</p>

二 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉のうち、一次冷却材としてナトリウムを用い、かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものをいう。

三 八 (略)

九 「第三種機器」とは、次に掲げる容器又は管をいう。

イ 試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な設備又は非常時に安全を確保するために必要な設備であつて、その故障、損壊等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを間接に生じさせるものに属する容器又は管（放射線管理の用に供するダクトにあつては、原子炉格納容器の貫通部から外側隔離弁までの部分に限る。）

ロ ト (略)

十 十九 (略)

(特殊な方法による溶接)

第三条 この省令の規定によらない試験研究用等原子炉施設の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあっては、原子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで試験研究用等原子炉施設の溶接をすることができる。

2 (略)

二 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、前条第一号に掲げる原子炉のうち、一次冷却材としてナトリウムを用い、かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものをいう。

三 八 (略)

九 「第三種機器」とは、次に掲げる容器又は管をいう。

イ 原子炉を安全に停止するために必要な設備又は非常時に安全を確保するために必要な設備であつて、その故障、損壊等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを間接に生じさせるものに属する容器又は管（放射線管理の用に供するダクトにあつては、原子炉格納容器の貫通部から外側隔離弁までの部分に限る。）

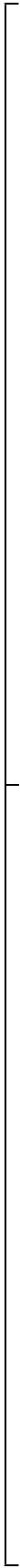
ロ ト (略)

十 十九 (略)

(特殊な方法による溶接)

第三条 この省令の規定によらないで原子炉施設の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあっては、原子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで原子炉施設の溶接をすることができる。

2 (略)



○加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）（第十一条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（安全上重要な施設）                      第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。                      一 二以上の原子力施設（加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによって加工施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。                      二（略）</p>	<p>（安全上重要な施設）                      第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。                      一 二以上の原子力施設（加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによって加工施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。                      二（略）</p>

○再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（安全上重要な施設）</p> <p>第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 二以上の原子力施設（加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによつて再処理施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（安全上重要な施設）</p> <p>第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 二以上の原子力施設（加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによつて再処理施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。</p> <p>二・三 （略）</p>

○特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）  
 （第十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（安全上重要な施設）            第十二条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。            一 二以上の原子力施設（加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによって特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。            二・三 （略）</p>	<p>（安全上重要な施設）            第十二条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。            一 二以上の原子力施設（加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによって特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。            二・三 （略）</p>



○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令（平成十二年通商産業省令第百十三号）

（第十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（安全上重要な施設）</p> <p>第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 二以上の原子力施設（加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによって使用済燃料貯蔵施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。</p> <p>二 （略）</p>	<p>（安全上重要な施設）</p> <p>第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 二以上の原子力施設（加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによって使用済燃料貯蔵施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。</p> <p>二 （略）</p>

○試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）  
 （第十二条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、次に掲げる原子炉並びにその附属施設について適用する。</p> <p>一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）</p> <p>二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉（第三号に規定するものを除く。）をいう。</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この省令は、次に掲げる原子炉並びにその附属施設について適用する。</p> <p>一 試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）</p> <p>二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に掲げる原子炉（第三号に規定するものを除く。）をいう。</p>

二 「研究開発段階原子炉」とは、前条第二号に掲げる試験研究用等原子炉をいう。

三 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉のうち、一次冷却材としてナトリウムを用い、かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものをいう。

四 「安全設備」とは、次に掲げる設備であつて、その故障、損壞等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせるものをいう。

イ 一次冷却設備、制御設備その他の運転時において試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備（原子炉容器を除く。）

ロ 非常用冷却設備（非常用炉心冷却設備を含む。以下同じ。）、安全保護回路、非常用制御設備、非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等の際に試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備

ハ（略）  
五（十）（略）

（特殊な方法による施設）

第三条 この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設を施設することにつき特別の理由がある場合に

二 「研究開発段階原子炉」とは、前条第二号に掲げる原子炉をいう。

三 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、前条第一号に掲げる原子炉のうち、一次冷却材としてナトリウムを用い、かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものをいう。

四 「安全設備」とは、次に掲げる設備であつて、その故障、損壞等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせるものをいう。

イ 一次冷却設備、制御設備その他の運転時において原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備（原子炉容器を除く。）

ロ 非常用冷却設備（非常用炉心冷却設備を含む。以下同じ。）、安全保護回路、非常用制御設備、非常用電源設備その他の原子炉施設の故障、損壞等の際に原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備

ハ（略）  
五（十）（略）

（特殊な方法による施設）

第三条 この省令の規定によらないで原子炉施設を施設することにつき特別の理由がある場合に

あつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設を施設することができる。

2 (略)

(試験研究用等原子炉施設の機能)

第四条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において原子核分裂の連鎖反応を安全に持続することができる、かつ、試験研究用等原子炉施設に故障が発生した場合において原子核分裂の連鎖反応を無制御に継続することがないものでなければならない。

2 船舶に施設する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生じる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。

(機能の確認等)

第五条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(耐震性等)

第六条 試験研究用等原子炉施設（船舶に施設するものを除く。次項において同じ。）は、これに作用する地

子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで原子炉施設を施設することができる。

2 (略)

(原子炉施設の機能)

第四条 原子炉施設は、通常運転時において原子核分裂の連鎖反応を安全に持続することができる、かつ、原子炉施設に故障が発生した場合において原子核分裂の連鎖反応を無制御に継続することがないものでなければならない。

2 船舶に施設する原子炉施設は、波浪により生じる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。

(機能の確認等)

第五条 原子炉施設は、原子炉容器その他の原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(耐震性等)

第六条 原子炉施設（船舶に施設するものを除く。次項において同じ。）は、これに作用する地震力による損

震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないように施設しなければならない。

2 前項の地震力は、試験研究用等原子炉施設の構造及びこれが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度、地震活動の状況その他の要因を考慮して算定しなければならない。

3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。

(材料、構造等)

第七条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ（以下「機器」という。）並びにこれらを支持する構造物並びに燃料体、減速材及び反射材を支持する構造物のうち、原子炉施設の安全を確保する上で重要なもの（以下この項において「機器等」という。）の材料及び構造は、当該機器等がその設計上要求される強度を確保できるものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する逃がし弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁（第十一条において「逃がし弁等」という。）を必要な箇所に設けなければ

壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないように施設しなければならない。

2 前項の地震力は、原子炉施設の構造及びこれが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度、地震活動の状況その他の要因を考慮して算定しなければならない。

3 原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。

(材料、構造等)

第七条 原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ（以下「機器」という。）並びにこれらを支持する構造物並びに燃料体、減速材及び反射材を支持する構造物のうち、原子炉施設の安全を確保する上で重要なもの（以下この項において「機器等」という。）の材料及び構造は、当該機器等がその設計上要求される強度を確保できるものでなければならない。

2 原子炉施設には、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する逃がし弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁（第十一条において「逃がし弁等」という。）を必要な箇所に設けなければならない。

ばならない。

3 試験研究用等原子炉施設に属する機器のうち、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならぬ。

4 試験研究用等原子炉施設に属する容器であつて、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部には、監視試験片を備えなければならぬ。

(しやへい)

第八条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(原子力船を含む。)内の外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところによりしやへい設備を施設しなければならない。

一 三 (略)

(換気)

第九条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。

一 四 (略)

3 原子炉施設に属する機器のうち、原子炉施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

4 原子炉施設に属する容器であつて、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部には、監視試験片を備えなければならぬ。

(しやへい)

第八条 原子炉を設置する工場又は事業所(原子力船を含む。)内の外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところによりしやへい設備を施設しなければならない。

一 三 (略)

(換気)

第九条 原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。

一 四 (略)

(放射性物質による汚染の防止)

第十一条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合には、これを安全に廃棄しうるように施設しなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合には、これを安全に廃棄しうるように施設しなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設は、試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所の外に排水を排出する排水路（湧（ゆう））水に係るものであつて、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないように施設しなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であつて当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第二十七条第二号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であつ

(放射性物質による汚染の防止)

第十一条 原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合には、これを安全に廃棄しうるように施設しなければならない。

2 原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合には、これを安全に廃棄しうるように施設しなければならない。

3 原子炉施設は、原子炉を設置する工場又は事業所の外に排水を排出する排水路（湧（ゆう））水に係るものであつて、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないように施設しなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であつて当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第二十七条第二号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

4 原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であつて、放射性物

て、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

(試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設)

第十二条 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設は、この章の規定により施設しなければならぬ。

(安全設備)

第十三条 安全設備は、次に掲げるところにより施設しなければならぬ。

一 二以上の原子力施設(加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。以下「原子炉」という。)において共用しないこと。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

二 試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持しうるように、当該安全設備自体又は当該安全設備が属する系統として多重性を有すること。ただし、原子炉格納容器その他多重性を有することなく原子炉の安全を確保する機能を維持しうる設備にあつては、この限りでない。

三・四 (略)

質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

(試験研究用原子炉に係る原子炉施設)

第十二条 試験研究用原子炉に係る原子炉施設は、この章の規定により施設しなければならぬ。

(安全設備)

第十三条 安全設備は、次に掲げるところにより施設しなければならぬ。

一 二以上の原子力施設(加工施設、原子炉施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。以下「原子炉」という。)において共用しないこと。ただし、原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

二 原子炉の安全を確保する機能を維持しうるように、当該安全設備自体又は当該安全設備が属する系統として多重性を有すること。ただし、原子炉格納容器その他多重性を有することなく原子炉の安全を確保する機能を維持しうる設備にあつては、この限りでない。

三・四 (略)



(熱しやへい材)

第十四条の二 原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これを防止するため、次に掲げるところにより熱しやへい材を施設しなければならない。

一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 (略)

(冷却設備等)

第十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

一 (略)

二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器内の液位を自動的に調整する設備

三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。)内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。)にあつては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備

四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

(熱しやへい材)

第十四条の二 原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これを防止するため、次に掲げるところにより熱しやへい材を施設しなければならない。

一 熱応力による変形により原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 (略)

(冷却設備等)

第十九条 原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。ただし、原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

一 (略)

二 液体の一次冷却材を用いる原子炉にあつては、運転時における原子炉容器内の液位を自動的に調整する設備

三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。)内に密閉されている原子炉をいう。)にあつては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備

四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

五 (略)

六 試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備

2 (略)

(液位の保持)

第二十条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等に伴う温度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならない。

五 (略)

六 原子炉施設の故障、損壞等が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備

2 (略)

(液位の保持)

第二十条 液体の一次冷却材を用いる原子炉に係る原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、原子炉施設の故障、損壞等に伴う温度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第二十条の二 原子炉冷却材圧力バウンダリ(一次冷却設備に係る設備の損壞等に伴い自動的に弁が閉鎖されることにより、圧力障壁を形成する部分をいう。以下同じ。)を有する試験研究用等原子炉施設にあつては、当該原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加に耐え

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第二十条の二 原子炉冷却材圧力バウンダリ(一次冷却設備に係る設備の損壞等に伴い自動的に弁が閉鎖されることにより、圧力障壁を形成する部分をいう。以下同じ。)を有する原子炉施設にあつては、当該原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、原子炉施設の故障、損壞等に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならない

るものでなければならぬ。

(計装)

第二十一条 試験研究用等原子炉施設（次項に該当するものを除く。）には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一～四 (略)

2 気体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設であつて熱交換器を有するもの（以下「ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設」という。）には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一～三 (略)

3 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十七条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

(計装)

第二十一条 原子炉施設（次項に該当するものを除く。）には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一～四 (略)

2 気体の一次冷却材を用いる原子炉に係る原子炉施設であつて熱交換器を有するもの（以下「ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設」という。）には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一～三 (略)

3 原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十七条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

(安全保護回路)

第二十二條 試験研究用等原子炉施設には、試験研究用等原子炉の出力の著しい上昇、地震の発生その他の要因により試験研究用等原子炉を安全に運転することができなくなるおそれが生じたときに、試験研究用等原子炉を停止するための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる安全保護回路を施設しなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じたときに、これを抑制又は防止するための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる安全保護回路を施設しなければならない。

3 前二項の安全保護回路は、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更しうるものでなければならない。

(制御設備等)

第二十三條 制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 運転時において、燃料の許容設計限界（試験研究

(安全保護回路)

第二十二條 原子炉施設には、原子炉の出力の著しい上昇、地震の発生その他の要因により原子炉を安全に運転することができなくなるおそれが生じたときに、原子炉を停止するための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる安全保護回路を施設しなければならない。

2 原子炉施設には、原子炉施設の故障、損壊等により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じたときに、これを抑制又は防止するための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる安全保護回路を施設しなければならない。

3 前二項の安全保護回路は、原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更しうるものでなければならない。

(制御設備等)

第二十三條 制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 運転時において、燃料の許容設計限界（原子炉を

用等原子炉を継続して安全に運転する上で、安全設計上許容される燃料体の損傷の限界をいう。以下同じ。)を超えることなく試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

二 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、速やかに試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

三・四 (略)

2 非常用制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

二 (略)

3 (略)

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動しうるものであること。

二・三 (略)

継続して安全に運転する上で、安全設計上許容される燃料体の損傷の限界をいう。以下同じ。)を超えることなく原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

二 原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、速やかに原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

三・四 (略)

2 非常用制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

二 (略)

3 (略)

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動しうるものであること。

二・三 (略)

(原子炉制御室等)

第二十四条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。

2 原子炉制御室には、試験研究用等原子炉を適切に運転しうるように、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置を集中して施設しなければならない。

3 原子炉制御室及びこれに連絡する通路には、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、放射線業務従事者が試験研究用等原子炉の運転の停止その他の措置を採るために支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、しやへい設備の設置その他の適切な放射線防護措置を講じなければならない。

4 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる設備を施設しなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

(廃棄物処理設備)

(原子炉制御室等)

第二十四条 原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。

2 原子炉制御室には、原子炉を適切に運転しうるように、原子炉の運転状態を表示する装置、原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の原子炉の安全を確保するための主要な装置を集中して施設しなければならない。

3 原子炉制御室及びこれに連絡する通路には、原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、放射線業務従事者が原子炉の運転の停止その他の措置を採るために支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、しやへい設備の設置その他の適切な放射線防護措置を講じなければならない。

4 原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる設備を施設しなければならない。ただし、原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

(廃棄物処理設備)

第二十五条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 二〇六（略）

2（略）

（放射線管理施設）

第二十七条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。

一 一〇三（略）

（原子炉格納施設）

第二十八条 試験研究用等原子炉施設（次条に該当するものを除く。）にあつては、原子炉格納施設は、その内部を負圧状態に維持しうるものであり、かつ、その内部における試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等

第二十五条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 二〇六（略）

2（略）

（放射線管理施設）

第二十七条 原子炉を設置する工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。

一 一〇三（略）

（原子炉格納施設）

第二十八条 原子炉施設（次条に該当するものを除く。）にあつては、原子炉格納施設は、その内部を負圧状態に維持しうるものであり、かつ、その内部における原子炉施設の故障、損壊等の際に原子炉格納施設から

の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が排出されることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の排出を抑制しうるものでなければならぬ。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

第二十八条の二 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設にあつては、原子炉格納施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生じるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。

二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けること。

三 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を施設すること。

四 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に生じる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を施設すること。

気体状の放射性物質が排出されることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の排出を抑制しうるものでなければならぬ。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

第二十八条の二 ガス冷却型原子炉に係る原子炉施設にあつては、原子炉格納施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 原子炉格納施設の内部における原子炉施設の故障、損壊等の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生じるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。

二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けること。

三 原子炉施設の故障、損壊等の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を施設すること。

四 原子炉施設の故障、損壊等の際に生じる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を施設すること。



と。

2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならぬ。

3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通箇所に近接した箇所にそれぞれ一個の閉鎖隔離弁（ロック装置が付されているものに限る。）又は自動隔離弁（隔離機能がない逆止め弁を除く。）（以下この条において「隔離弁」と総称する。）を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所の内側及び外側に替え、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁を設けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）及び試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所

2 前項の原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならぬ。

3 第一項の原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通箇所に近接した箇所にそれぞれ一個の閉鎖隔離弁（ロック装置が付されているものに限る。）又は自動隔離弁（隔離機能がない逆止め弁を除く。）（以下この条において「隔離弁」と総称する。）を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所の内側及び外側に替え、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁を設けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、原子炉施設の故障、損壊等の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）及び原子炉施設の故障、損壊等の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けな

に一個の隔離弁を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所<sup>ニ</sup>一個の隔離弁を設けるものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。

(非常用電源設備)

第二十九条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

(主要な実験設備)

ればならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所<sup>ニ</sup>一個の隔離弁を設けるものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じるおそれがある管又は原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。

(非常用電源設備)

第二十九条 原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。ただし、原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

2 原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

(主要な実験設備)

第三十条 主要な実験設備は、その故障、損壞等により試験研究用等原子炉の安全を損なわないうように施設しなければならない。

(研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設)

第三十一条 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設は、この章の規定により施設しなければならない。

(冷却設備等)

第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 三 (略)

四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障を及ぼさない値以下に保つ設備

五 (略)

2 (略)

(非常用炉心冷却設備)

第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却設備がその機能を喪失した場合に原子炉容器内において発生した熱を除去する非常用炉心冷却設備を施設しなければならない。

第三十条 主要な実験設備は、その故障、損壞等により原子炉の安全を損なわないうように施設しなければならない。

(研究開発段階原子炉に係る原子炉施設)

第三十一条 研究開発段階原子炉に係る原子炉施設は、この章の規定により施設しなければならない。

(冷却設備等)

第三十三条 原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 三 (略)

四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を原子炉の安全を確保する上で支障を及ぼさない値以下に保つ設備

五 (略)

2 (略)

(非常用炉心冷却設備)

第三十四条 原子炉施設には、一次冷却設備がその機能を喪失した場合に原子炉容器内において発生した熱を除去する非常用炉心冷却設備を施設しなければならない。

2 非常用炉心冷却設備は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において、燃料材の溶触及び燃料体の著しい破損を防止しうるものであり、かつ、被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生じることがないものでなければならぬ。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第三十五条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならぬ。

(蒸気タービン)

第三十六条 蒸気タービン及びその附属設備は、その故障、損壞等により試験研究用等原子炉施設の安全を損なうことがないように施設しなければならない。

(計装)

第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一〇五 (略)

2 非常用炉心冷却設備は、原子炉施設の故障、損壞等が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において、燃料材の溶触及び燃料体の著しい破損を防止しうるものであり、かつ、被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生じることがないものでなければならぬ。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第三十五条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、原子炉施設の故障、損壞等に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならぬ。

(蒸気タービン)

第三十六条 蒸気タービン及びその附属設備は、その故障、損壞等により原子炉施設の安全を損なうことがないように施設しなければならない。

(計装)

第三十七条 原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一〇五 (略)

(制御設備等)

第三十八条 制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく原子炉を臨界未滿にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未滿に維持できるものであること。

二 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、非常用炉心冷却設備と併せて又は単独で、速やかに試験研究用等原子炉を臨界未滿にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で原子炉を臨界未滿に維持できるものであること。

三・四 (略)

2 非常用制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく高温状態で試験研究用等原子炉を臨界未滿にできるものであること。

二 (略)

3 (略)

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動しうるものであること。

(制御設備等)

第三十八条 制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく原子炉を臨界未滿にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で原子炉を臨界未滿に維持できるものであること。

二 原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、非常用炉心冷却設備と併せて又は単独で、速やかに原子炉を臨界未滿にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で原子炉を臨界未滿に維持できるものであること。

三・四 (略)

2 非常用制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく高温状態で原子炉を臨界未滿にできるものであること。

二 (略)

3 (略)

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動しうるものであること。

二・三 (略)

四 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、当該船舶が沈没した場合においても、制御棒を挿入した状態で保持できるものであること。

(原子炉格納施設)

第三十九条 原子炉格納施設は、第二十八条の二第一項第一号から第三号までに定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納施設の安全に支障が生じることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備（以下「格納容器熱除去設備」という。）を施設すること。

二 格納容器熱除去設備は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度につき想定される最も厳しい条件の下においても機能が損なわれないものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等の際に生じる水素及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該水素及び酸素の濃度を低下させる設備を施設すること。

2 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧

二・三 (略)

四 原子炉を船舶に設置する場合にあつては、当該船舶が沈没した場合においても、制御棒を挿入した状態で保持できるものであること。

(原子炉格納施設)

第三十九条 原子炉格納施設は、第二十八条の二第一項第一号から第三号までに定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 原子炉施設の故障、損壞等の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納施設の安全に支障が生じることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備（以下「格納容器熱除去設備」という。）を施設すること。

二 格納容器熱除去設備は、原子炉施設の故障、損壞等の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度につき想定される最も厳しい条件の下においても機能が損なわれないものであること。

三 原子炉施設の故障、損壞等の際に生じる水素及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該水素及び酸素の濃度を低下させる設備を施設すること。

2 原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容

により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置を施設しなければならない。

(非常用電源設備)

第四十条 試験研究用等原子炉施設（船舶に施設するものを除く。）には、外部電源系統及び当該試験研究用等原子炉施設において常時使用されている発電設備からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

2 船舶に施設する試験研究用等原子炉施設には、主電源からの電気の供給が停止した場合において安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

3 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

(準用)

第四十一条 第十三条から第十八条まで、第二十一条第三項、第二十二條、第二十四條第一項から第三項まで及び第四項本文、第二十五条から第二十七条まで並び

器が損壊することを防止するための圧力平衡装置を施設しなければならない。

(非常用電源設備)

第四十条 原子炉施設（船舶に施設するものを除く。）には、外部電源系統及び当該原子炉施設において常時使用されている発電設備からの電気の供給が停止した場合において、原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

2 船舶に施設する原子炉施設には、主電源からの電気の供給が停止した場合において安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

3 原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

(準用)

第四十一条 第十三条から第十八条まで、第二十一条第三項、第二十二條、第二十四條第一項から第三項まで及び第四項本文、第二十五条から第二十七条まで並び

に第二十八条の二第二項から第五項までの規定は、研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第十四条第三項及び第十四条の二第二号中「循環」とあるのは「循環、沸騰」と、第十八条中「次条第一項第四号」とあるのは「第三十三条第一項第四号」と、第二十七条中「工場又は事業所」とあるのは「工場又は事業所（原子力船を含む。）」と、第二十八条の二第五項中「原子炉格納施設」とあるのは「非常用炉心冷却設備に係る管、原子炉格納施設」と、「おそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管」とあるのは「おそれがある管」と読み替えるものとする。

（ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設）

第四十二条 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設は、この章の規定により施設しなければならない。

（ナトリウムの漏えいによる影響の防止）

第四十三条 試験研究用等原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響（ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。）を受けるとにより、試験研究用

に第二十八条の二第二項から第五項までの規定は、研究開発段階原子炉に係る原子炉施設について準用する。この場合において、第十四条第三項及び第十四条の二第二号中「循環」とあるのは「循環、沸騰」と、第十八条中「次条第一項第四号」とあるのは「第三十三条第一項第四号」と、第二十七条中「工場又は事業所」とあるのは「工場又は事業所（原子力船を含む。）」と、第二十八条の二第五項中「原子炉格納施設」とあるのは「非常用炉心冷却設備に係る管、原子炉格納施設」と、「おそれがある管又は原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管」とあるのは「おそれがある管」と読み替えるものとする。

（ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉施設）

第四十二条 ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉施設は、この章の規定により施設しなければならない。

（ナトリウムの漏えいによる影響の防止）

第四十三条 原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響（ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。）を受けるとにより、原子炉施設の安全に支障



等原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならぬ。

(冷却設備等)

第四十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一・二 (略)

三 一次冷却材及び原子炉カバーガス(カバーガスのうち、一次冷却材に係るものをいう。以下同じ。)に含まれる放射性物質及び不純物の濃度並びに二次冷却材に含まれる不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

四 一次冷却材及び二次冷却材の温度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以上に保つ設備

五 (略)

六 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備。ただし、第一号又は前号に掲げる設備がこれと同等以上の機能を有する場合にあつては、この限りでない。

七 (略)

2 (略)

が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。

(冷却設備等)

第四十七条 原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一・二 (略)

三 一次冷却材及び原子炉カバーガス(カバーガスのうち、一次冷却材に係るものをいう。以下同じ。)に含まれる放射性物質及び不純物の濃度並びに二次冷却材に含まれる不純物の濃度を原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

四 一次冷却材及び二次冷却材の温度を原子炉の運転に支障を及ぼさない値以上に保つ設備

五 (略)

六 原子炉施設の故障、損壊等が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備。ただし、第一号又は前号に掲げる設備がこれと同等以上の機能を有する場合にあつては、この限りでない。

七 (略)

2 (略)

(原子炉冷却材圧力バウンダリ等)

第四十八条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等に伴う温度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならぬ。

2 (略)

3 原子炉カバーガス等のバウンダリ(ナトリウム冷却型高速炉の通常運転時に原子炉カバーガス又は一次冷却材を内包する部分のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリを除いたものをいう。)を構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等に伴う温度の変化による荷重の増加に耐えるものでなければならぬ。

(計装)

第四十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一 六 (略)

(制御設備等)

第五十条 制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 (略)

(原子炉冷却材圧力バウンダリ等)

第四十八条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、原子炉施設の故障、損壞等に伴う温度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならぬ。

2 (略)

3 原子炉カバーガス等のバウンダリ(ナトリウム冷却型高速炉の通常運転時に原子炉カバーガス又は一次冷却材を内包する部分のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリを除いたものをいう。)を構成する機器は、原子炉施設の故障、損壞等に伴う温度の変化による荷重の増加に耐えるものでなければならぬ。

(計装)

第四十九条 原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一 六 (略)

(制御設備等)

第五十条 制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 (略)

二 運転時において、一本の制御棒が固着した場合においても、燃料の許容設計限界を超えることなく原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、一本の制御棒が固着した場合においても、速やかに原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

四 (略)

2 非常用制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく高温状態で試験研究用等原子炉を臨界未満にできるものであること。

二 (略)

3 (略)

4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御棒を駆動しうるものであること。

二・三 (略)

(準用)

二 運転時において、一本の制御棒が固着した場合においても、燃料の許容設計限界を超えることなく原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

三 原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、一本の制御棒が固着した場合においても、速やかに原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

四 (略)

2 非常用制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく高温状態で原子炉を臨界未満にできるものであること。

二 (略)

3 (略)

4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 原子炉の特性に適合した速度で制御棒を駆動しうるものであること。

二・三 (略)

(準用)

第五十一条 第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十一条第三項、第二十二条、第二十四条から第二十七号まで、第二十八条の二第一項（同項第四号を除く。）から第五項まで、第三十条、第三十六条並びに第四十条第一項及び第三項の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第二十八条の二第四項中「おそれがないもの（一次冷却設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）及び原子炉施設の故障、損壊等の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないもの」とあるのは「おそれがないもの（一次冷却設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）」と、第四十条第一項中「試験研究用等原子炉施設（船舶に施設するものを除く。）」とあるのは「試験研究用等原子炉施設」と読み替えるものとする。

第五十一条 第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十一条第三項、第二十二条、第二十四条から第二十七号まで、第二十八条の二第一項（同項第四号を除く。）から第五項まで、第三十条、第三十六条並びに第四十条第一項及び第三項の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉施設について準用する。この場合において、第二十八条の二第四項中「おそれがないもの（一次冷却設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）」と、第四十条第一項中「原子炉施設（船舶に施設するものを除く。）」とあるのは「原子炉施設」と読み替えるものとする。

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則  
 (昭和六十三年総理府令第一号) (第十三条関係) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)            第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 余裕深度処分を行う場合</p> <p>イ 埋設しようとする放射性廃棄物が加工施設(その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を専ら行うものに限る。)、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設又は再処理施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 ピット処分を行う場合</p> <p>イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 トレンチ処分を行う場合</p> <p>イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等</p>	<p>(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)            第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 余裕深度処分を行う場合</p> <p>イ 埋設しようとする放射性廃棄物が加工施設(その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を専ら行うものに限る。)、原子炉施設又は再処理施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 ピット処分を行う場合</p> <p>イ 埋設しようとする放射性廃棄物が原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 トレンチ処分を行う場合</p> <p>イ 埋設しようとする放射性廃棄物が原子炉施設を</p>

2  
・  
3  
ロ・ハ (略)  
(略)

原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること

2  
・  
3  
ロ・ハ (略)  
(略)

設置した工場又は事業所において生じたものであること